

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月4日(金)午後4時から午後4時40分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	24番 石井敏雄 委員
25番 椎名勝英 委員	26番 鈴木正夫 委員
27番 伊藤定夫 委員	

4 欠席委員(2名)

20番 川口京子 委員
23番 大木一夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年8月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名人は、26番鈴木正夫委員、27番伊藤定夫委員を指
名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 次に日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番及び3番から7番までは所有権移転に関する件、
番号2番は利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

10番 番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

22番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

4番 番号4番と5番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るもの
です。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2番 番号6番について、譲受人は新たに農地を譲り受け農業経営を行うもの
です。習得している農業技術からみても問題ないと思われ
ます。

19番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、畑2, 307㎡に共同住宅4棟用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、本件については、現在のところ開発行為に関する事前協議書の提出がされておられません。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 　番号1番について、農地区分は第2種農地相当と思われ、転用目的に問題ありません。周辺農地への影響もないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当とすることに決しました。

議 長 　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、太陽光発電施設用地として、畑869㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、申請地を太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は第3種農地相当と思われ、問題ないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当とすることに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、田1筆及び畑1筆を賃借したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番安藤幸春委員、26番鈴木正夫委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番安藤幸春委員、26番鈴木正夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年8月4日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。